

## 第6章

# 計画の公表と推進体制

## 1 計画の公表

一人でも多くの市民に、本計画の基本理念、基本視点、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうために、広報とんだばやし、社協とんだばやし、市及び社会福祉協議会のウェブサイトなどを活用して広報を行っていくとともに、本計画の概要版を作成し、地域福祉活動団体等を対象に配布を行います。

## 2 推進体制

本計画の進捗管理については、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉をはじめ多岐にわたる行政分野との連携体制の整備を図る必要があります。

また、地域福祉の推進には、市民、関係機関など地域に関わる多様な主体と行政とが協働して取り組む必要があることから、市や社会福祉協議会が実施する事業の進捗管理に加えて、地域や福祉専門機関での取り組み状況の把握についても努める必要があります。

本計画に掲げられた各施策・事業の進捗管理について、計画期間の5年に合わせて、PDCA サイクル（PLAN（計画策定）、DO（実施）、CHECK（検証・評価）、ACTION（見直し））に基づき実施します。

検証・評価については、市や社会福祉協議会が実施する事業について、毎年度進捗状況を把握し、地域福祉推進委員会（市）、地域福祉活動計画推進委員会（社会福祉協議会）において、検証・評価の実施方法も含めて検討します。

さらに、増進型地域福祉を推進していくための、重点プロジェクトの進捗状況をはじめ、校区交流会議の開催方法や実施方法等についても「地域福祉推進委員会（市）」「地域福祉活動計画推進委員会（社会福祉協議会）」において、検証・評価を行っていきます。

図 増進型地域福祉づくりの推進イメージ

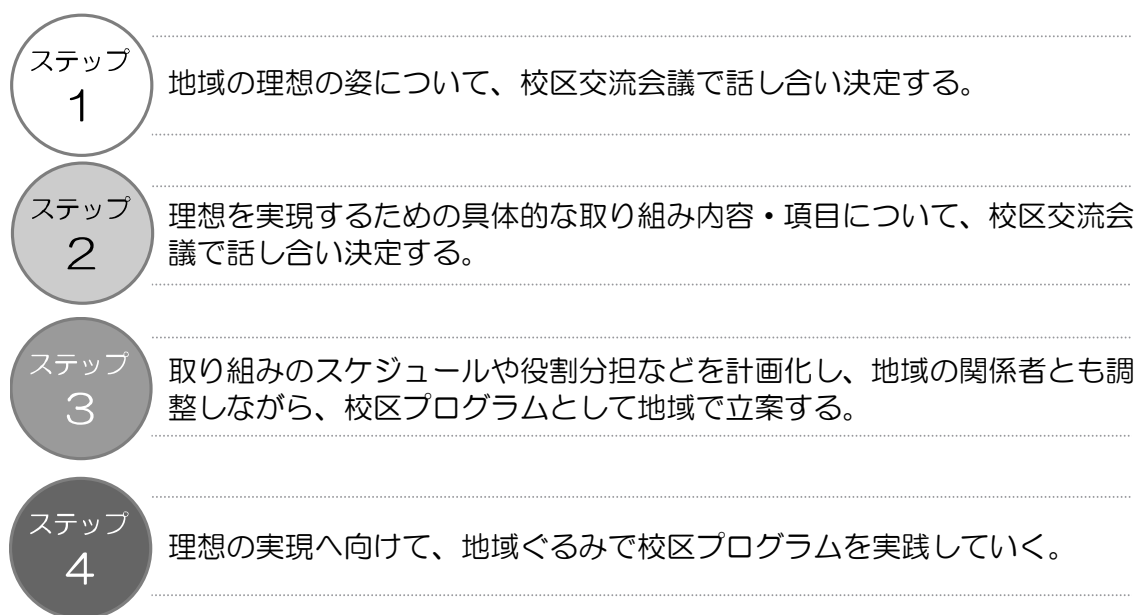


図 フォローアップの手順

